○国土交通省告示第二百六十八号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十項の規定に基づき、地方的な航空運送に係る路線を次のとおり定める。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

地方税法施行規則附則第六条第二十項に規定する地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、新千歳空港、大阪国際空港、福岡空港及び那覇空港の相互間の路線を除く本邦内の各地間の路線とする。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百六十九号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の二第五項第一号イからニまで及び第二十三条の六第五項第一号イからニまでの規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第六百八十四号の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

「第七十条の三の二第一項の規定」の下に「の適用」を加え、「若しくは第七十条の三の二第一項」を削り、「同法第七十条の三」を「同法同条」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百七十号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の四第二項、第十八条の二十一第一項第二号、第二十二条の五の二第三項第二号及び第二十三条の六第三項第二号の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

「、第七十条の三第一項又は第七十条の三の二第一項」を「又は第七十条の三第一項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百七十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十二項第五号及び第二十六条の四第三項の規定に基づき、平成十九年国土交通省告示第四百七号の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

「第二十六条第十九項第五号」を「第二十六条第二十二項第五号」に、「第二十六条の四第三項」を「第二十六条の三第四項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百七十二号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十五項、第十八条の二十三の二第一項並びに第十九条の十一の三第一項及び第二項の規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

「第二十六条第二十一項第一号」を「第二十六条第二十一項第一号」に、「同条第二十一項の規定により読み替えられた同条第二十一項第六号」を「同条第二十三項の規定により読み替えられた同条第二十二項第六号」に改める。

別表を次のように改める。

別表

増改築等工事証明書

証明申請者	住　所	
	氏　名	

家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		
施行令第26条第22項に規定する工事の種別	第1号工事	1　増築　2　改築　3　大規模の修繕　4　大規模の模様替
	第2号工事	1　床の過半の修繕又は模様替　2　階段の過半の修繕又は模様替 3　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　4　壁の過半の修繕又は模様替
	第3号工事	次のいずれかの一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1　居室　2　調理室　3　浴室　4　便所　5　洗面所　6　納戸 7　玄関　8　廊下
	第4号工事	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1　建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2　地震に対する安全性に係る基準
	第5号工事	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1　通路又は出入口の拡幅　2　階段の勾配の緩和　3　浴室の改良 4　便所の改良　5　手すりの取付　6　床の段差の解消 7　出入口の戸の改良　8　床材の取替
	第6号工事	エネルギーの使用の合理化に著しく又は相当程度資する次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1　窓の断熱性を著しく高める工事　2　窓の断熱性を相当程度高める工事 3　壁の断熱性を著しく高める工事　4　天井等の断熱性を高める工事 5　床等の断熱性を高める工事
工事の種別及び内容	施行令第26条第4項第3項に規定する改修工事（高齢者等居住改修工事等）	地域の区分　1　Ⅰ地域　2　Ⅱ地域　3　Ⅲ地域 4　Ⅳ地域　5　Ⅴ地域　6　Ⅵ地域 改修工事前の住宅が相当する省エネルギー対策等級　1　等級3　2　等級2　3　等級1
	施行令第26条の4第7項に規定する改修工事（特定断熱改修工事等）	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1　窓の断熱性を高める工事　2　窓の断熱性を相当程度高める工事 3　窓の断熱性を著しく高める工事　4　天井等の断熱性を高める工事 5　壁の断熱性を高める工事　6　床等の断熱性を高める工事 地域の区分　1　Ⅰ地域　2　Ⅱ地域　3　Ⅲ地域 4　Ⅳ地域　5　Ⅴ地域　6　Ⅵ地域 改修工事前の住宅が相当する省エネルギー対策等級　1　等級3　2　等級2　3　等級1